

伊丹市内の農地を売買・贈与・賃貸借・使用貸借したい方へ

伊丹市内の農地の売買・贈与・賃貸借・使用貸借などの権利取得には、農地法第3条に基づく伊丹市農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は無効となります。

なお、生産緑地にて一定の要件を満たした貸借については、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が適用される場合がありますが、市長の認定または農業委員会の承認が必要です。

詳しくは伊丹市農業委員会事務局（市役所5階）にお問い合わせください。

○ 農地法第3条の主な許可基準

原則として次のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
 - ② 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
 - ③ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）
 - ④ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）
- ※ 農地を借りる場合は、農地所有適格法人以外の法人も許可を受けることができます。
（ただし、農地を効率的に耕作しない場合は、契約解除する旨の条件を明記した書面で所有者と契約することなどの要件あり）

【注】農地等の権利取得を認める「別段の面積等（下限面積）〈伊丹市:10アール〉」の設定については農地法改正により、令和5年4月1日より廃止となりました。

○ 農地法第3条許可事務について

- ① 伊丹市農業委員会では、標準受付期間として毎月5日から10日（10日が閉庁日の場合は前の開庁日が締切日となります）に申請書類の提出を受け付けています。
事務局（市役所5階）が書類提出の窓口です。
申請書と添付書類の確認、現地調査を経て、毎月25日前後に行う農業委員会の会議で審議のうえ、許可（不許可）を決定します。
- ② 農業委員会開催日の翌開庁日に許可書を交付します。（締切日から2週間程度）

【農地法第3条許可申請から許可書交付までの流れ】（伊丹市農業委員会）

★ 申請者の方の流れ

申請についての相談

※ 申請にかかるご相談は、**農業委員会事務局（市役所5階）**で行っています。
[住所：伊丹市千僧1-1 TEL：072-784-8094]

申請書の記入
添付書類の用意

※ 農地法第3条許可申請書（農業委員会事務局窓口・ホームページにあり）に必要事項をご記入ください。内容に応じて記入箇所や必要書類が異なりますので必ず「提出書類一覧」をご参照ください。

提出前の再確認

※ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。

申請書と添付書類の提出
と事務局による受付

※ 農業委員会事務局が書類提出の窓口です。書類の標準受付期間は**毎月5日から10日**（10日が閉庁日の場合は前の開庁日が締切日となります）です。
※ 書類受付後、審査期間中に、内容確認等のため農業委員会事務局からご連絡することがあります。

★ 農業委員会等の流れ（農地法第3条許可申請の申請書類の提出から許可書の交付までの標準的な期間は締め日から2週間程度です）

申請内容の審査
農業委員会総会

※ 申請書の記載や添付書類に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査するとともに現地調査を行い、必要に応じて申請者の方に確認を行います。
※ 許可・不許可について、毎月25日前後に行う農業委員会の会議で決定します。

許可書の交付

※ 農業委員会開催日の翌開庁日に、農業委員会事務局でお渡しします。